

陳情の賛否(令和4年3月定例会議審査分)

総務文教委員会付託分									
陳情番号	陳情名	肥後孝俊	大谷学	三浦大紀	芦谷英夫	永見利久	佐々木豊治	西田清久	反対理由
第 17 号	公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理（記録すべき内容等）についてルールとして定めることの検討を求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 18 号	浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 19 号	石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について	×	×	×	×	長	×	×	(肥後委員)建設に対して住民要望があったのは事実であり、白紙撤回は難しいため。ただし、多くの住民の意見を聞いたのが不足している。 (大谷委員)地元からの長年の要望で合意形成に特段の問題はないと判断できるため。 (三浦委員)長年の住民要望に基づく事業であり、推進するべきと考えるため。 (芦谷委員)協働のまちづくり推進のため必要であり、事業を推進するべきと考えるため。 (佐々木委員)当該地域にとっては長年の要望であったセンター設置が具体化してきており、これを白紙にということは反対であるため。 (西田委員)陳情趣旨は理解でき、協働のまちづくりが主体的に機能することが主であるが、地域の要望により計画されたものであり、白紙に戻すことは難しいため。
第 20 号	文書主義に関する陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 21 号	顧問弁護士の回答に関する陳情について	○	×	×	×	長	×	×	(大谷委員)現状においても支障はないため。 (三浦委員)聞き取る側が協議事項を記録するため、その必要性はない。 (芦谷委員)文書管理規則に沿って進めることで、本件のような具体個別事項は陳情にそぐわないため。 (佐々木委員)弁護士からの聞き取りは、弁護士側からの提示を除き、口頭が基本であり、聞き取る側が書き留めれば良いと判断するため。 (西田委員)顧問弁護士の回答を文書でという規約ではなく、執行部は必要な記録は残しているため。
第 22 号	庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について	○	×	○	○	長	○	○	(大谷委員)これまでの状況を踏まえた中で管理者が必要と判断しているため。
第 23 号	金城中学校のスキー事故に関する陳情について	○	○	○	○	長	○	○	

陳情の賛否(令和4年3月定例会議審査分)

福祉環境委員会付託分									
陳情番号	陳情名	村木勝也	足立豪	村武まゆみ	柳楽真智子	小川稔宏	岡本正友	川神裕司	反対理由
第24号	病児・病後児保育に関する陳情について	×	×	×	×	長	×	×	(村木委員)係争中の事案であるため。 (足立委員)現在係争中の案件であり、本委員会が判断すべき案件ではないため。 (村武委員)現在係争中のため。今は説明できないが、裁判終了後、福祉環境委員会で説明すると答弁があったため。 (柳楽委員)係争中の案件であり執行部から報告することができないとのことであったので、現時点では不採択。全て終了した後に報告を求めたい。 (岡本委員)係争中のため。 (川神委員)現在裁判において係争中であり議会において審議するには問題がある。すべて終了後に報告するとのことであるため。

産業建設委員会付託分									
陳情番号	陳情名	沖田真治	川上幾雄	串崎利行	上野茂	布施賢司	田畑敬二	牛尾昭	反対理由
第25号	お魚市場の家賃に関する陳情について	○	長	○	○	○	○	○	
第26号	普通財産化、民間譲渡化に関する陳情について	×	長	○	○	×	×	×	(沖田委員)農業委員会で扱う案件であるため。 (布施委員)農業委員会が判断する事案であるため。 (田畑副委員長)農業委員会に委ねる案件のため。 (牛尾委員)農業委員会の所管事項であるため議会で判断できない。
第27号	落石・倒木の処置に関する陳情について	○	長	○	○	○	○	○	
第28号	ふるさと体験村に関する陳情について	×	長	×	×	×	×	×	(沖田委員)地元組織の意志を尊重するため。 (串崎委員)地元組織からの意見と市民の意見は早期再開を求めるものと判断したため。 (上野委員)地元の住民の声を聴き、前向きと感じ、進めてほしい。ここで止めたら浜田市のためにならない。また、陳情書と実態が異なっているため。 (布施委員)参考人からの意見から結集して運営に当たる思いを尊重するため。 (田畑副委員長)参考人からの意見から再開可能と判断したため。 (牛尾委員)参考人の考えを信じるため。

陳情の賛否(令和4年3月定例会議審査分)

議会運営委員会付託分												
陳情 番号	陳情名	肥後 孝俊	三浦 大紀	沖田 真治	足立 豪	川上 幾雄	柳楽 真智子	串崎 利行	小川 稔宏	布施 賢司	牛尾 昭	反対理由
第 13 号	採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について	○	○	○	○	○	○	○	×	長	×	(小川委員) 適当と認めるときはという、議会基本条例を踏まえた対応をすればよい。 (牛尾委員) 当局の考えがある。
第 29 号	名前のない陳情に関する陳情について	×	×	×	×	×	×	×	×	長	×	(肥後委員) 名前のない陳情は、さまざまな問題等が考えられる。 (三浦委員) 返答も考えると名前は必要と考えるため。 (沖田委員) 陳情者への進捗など説明ができないため。 (足立委員) 陳情者に回答する必要もあり、無記名での声は議会広報広聴委員会などでも受け止められる環境づくりをしている。 (川上委員) 国も請願・陳情には、住所・氏名を求めている。陳情の含意である無記名陳情については検討すべきものではない。 (柳楽副委員長) 陳情の提出に対する責任を考えれば、無記名のはふさわしくないと考えるし、回答を返すことができない。 (串崎委員) 名前は必要である。 (小川委員) 陳情ルールに従い、行っていただきたい。 (牛尾委員) 考えられない。
第 30 号	議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について	○	○	○	○	○	×	○	×	長	×	(柳楽副委員長) 双方の言い分が違っているので不採択とするが、議員の言動が及ぼす影響を考えて発言することは必要であるという意見を付す。 (小川委員) 自らの行為に責任も持たず、自己保身のために事実歪曲し、責任転嫁でしかないものを審査する意味がない。 (牛尾委員) 事実である。